

百花クラブ 運営規程の概要等

利用定員	1日3名まで								
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること ・利用者又は1親等以内の親族が現在、又は過去に1年以上、唐津市に住民票を有したことがあること ・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと ・常時医療機関での治療を必要としないこと 								
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、入浴、排せつ等の介護サービス ・利用者の居宅から事業所までの送迎サービス ・利用者に対しての必要に応じての相談等の援助 ・日々の健康管理、保健、医療関係者との連携 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・その他、機能訓練や日常生活を営むのに当たり必要な援助 								
利用料金	<p>介護報酬上の負担金額（介護保険1割負担の場合）</p> <p>ご利用時間が5時間～6時間の場合</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 20px;">要支援1…413円</td> <td>要支援2…436円</td> </tr> <tr> <td>要介護1…445円</td> <td>要介護2…460円</td> </tr> <tr> <td>要介護3…477円</td> <td>要介護4…493円</td> </tr> <tr> <td>要介護5…510円</td> <td></td> </tr> </table> <p>加算関係</p> <p>入浴介助加算…40円（1回あたり）</p> <p>介護職員処遇改善加算Ⅱ…上記の合計額の17.4%にあたる金額</p>	要支援1…413円	要支援2…436円	要介護1…445円	要介護2…460円	要介護3…477円	要介護4…493円	要介護5…510円	
要支援1…413円	要支援2…436円								
要介護1…445円	要介護2…460円								
要介護3…477円	要介護4…493円								
要介護5…510円									
個人情報について	当事業所の職員（職員であったものを含む）は、業務上知り得た利用者並びに家族の情報について、正当な理由がない限り第三者に漏洩しません。								
損害賠償	当方の責任により賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行います。								
苦情相談等	<p>苦情、ご意見は速やかに対応し、必要な対策等を講じます。</p> <p>苦情受付担当者： 管理者 江藤 渉</p> <p>苦情解決責任者： 代表者 小塚 洋</p> <p style="text-align: center;">TEL 0955(53)8520</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津市高齢者支援課 TEL0955-70-0102 ・佐賀県国民健康保険団体連合会 TEL0952-26-1477 <p>※受付時間：午前8時30分～午後5時15分 （土・日・祝日、及び12月29日～1月3日を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員 脇山秀秋 TEL0955-73-0256 								
運営推進会議	運営推進会議は最低2か月に1回、実施しています。								
記録の閲覧	運営規程・利用契約書・重要事項説明書は閲覧用を準備しておりますので、ご自由にご確認ください。								

作成日：令和6年6月1日